

岐阜県公報

第二千六百二十九号
平成二十七年三月十日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県風致地区条例施行規則を廃止する規則

(都市政策課) 一五五ページ

告示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(環境管理課) 一五五

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 一五六

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 一五七

指定介護機関の廃止の届出

(同) 一五九

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 一六〇

岐阜県生物工学研究所長印に関する告示の廃止

(農政課) 一六〇

道路の区域変更

(道路維持課) 一六〇

道路の供用開始

(同) 一六一

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 一六二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 一六三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 一六三

争議行為の通知の公表

(労働雇用課) 一六四

農用地利用配分計画の認可の申請

(農業経営課) 一六四

指定技能教育施設の連携科目等の指定

(学校支援課) 一六四

規則

岐阜県風致地区条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県風致地区条例施行規則を廃止する規則

岐阜県風致地区条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第七十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 形質変更時要届出区域

関市広見字牛洞八五一番一、八五一番六、八五一番七、八五一番八、八五一番二八、八五一番二九、九一七番三及び九一七番四の各一部
 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項に規定する基準に適合していない特定有害物質の名称
 六価クロム化合物

岐阜県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

株式会社ウイルケア	大垣市林町五 二二三	介護予防短期入所生活介護	ショートステイ シーズンズ アイフォ	大垣市内原一 一〇	平成二六・二二・一
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内 二二二二二	居宅療養管理指導	アイセイ薬局	大垣市清水町二八一	同
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内 二二二二二	介護予防居宅療養管理指導	アイセイ薬局	大垣市清水町二八一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム関倉	関市倉知二九九九 四	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム関倉	関市倉知二九九九 四	同
株式会社エステートホーム	岐阜市西鶯五 一五 エステート一五 六F	認知症対応型共同生活介護	サロン・ド・フレール本巢	本巢市文殊字天辺九五 九一	同
株式会社エステートホーム	岐阜市西鶯五 一五 エステート一五 六F	認知症対応型共同生活介護	サロン・ド・フレール本巢	本巢市文殊字天辺九五 九一	同
医療法人社団大誠会	大垣市新田町二 一四	訪問介護	訪問看護ステーションハ プ・瑞穂	瑞穂市本田一六二一	平成二六・二二・一五

医療法人社団大誠会 大垣市新田町二 一四 介護予防 訪問看護ステーションハ 瑞穂市本田一六二 一 同

岐阜県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十七年三月十日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 変更年月日

医療法人桜和会 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 訪問看護 新濃飛ファミリークリニツク 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 平成一七・二二・一五

医療法人桜和会 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 訪問看護 旧濃飛中央病院 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 同

医療法人桜和会 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 訪問リハビリテーション 新濃飛ファミリークリニツク 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 同

医療法人桜和会 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 訪問リハビリテーション 旧濃飛中央病院 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 同

医療法人桜和会 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 居宅療養管理指導 新濃飛ファミリークリニツク 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 同

医療法人桜和会 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 介護予防 居宅療養管理指導 旧濃飛中央病院 加茂郡川辺町西栃井一 二二五 同

新	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	有	有	一
独立行政法人地域医療 機能推進機構	独立行政法人地域医療 機能推進機構	独立行政法人全国社会保険 協会連合会	独立行政法人地域医療 機能推進機構	独立行政法人全国社会保険 協会連合会	独立行政法人地域医療 機能推進機構	独立行政法人全国社会保険 協会連合会	独立行政法人地域医療 機能推進機構	独立行政法人全国社会保険 協会連合会	独立行政法人地域医療 機能推進機構	有限会社 カツミ	有限会社 カツミ	一般社団法人可児医師会
東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	東京 都港区 高輪 三	関市 栄町四 一 三	関市 栄町四 一 三	新 ○ 可児市 広見五 二 旧 可児市 今渡三二〇
居宅療養 管理指導	訪問介護予 防センター	訪問介護予 防センター	訪問介護予 防センター	訪問介護予 防センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護 センター	訪問看護	居宅介護 支援事業
新	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	里	里	一
独立行政法人地域医療 機能推進機構 可児と うのう病院	独立行政法人地域医療 機能推進機構 可児と うのう病院	岐阜社会保険病院	独立行政法人地域医療 機能推進機構 可児と うのう病院	岐阜社会保険病院	独立行政法人地域医療 機能推進機構 可児と うのう病院	岐阜社会保険病院	独立行政法人地域医療 機能推進機構 可児と うのう病院	岐阜社会保険病院	独立行政法人地域医療 機能推進機構 可児と うのう病院	訪問リハビリテーション美 里	訪問リハビリテーション美 里	一般社団法人可児医師会立 可児訪問看護ステーション
可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	可児市 土田 二 三 二	旧 八 関市 向山町一 五	新 一二 関市 向山町一 四 旧 八 関市 向山町一 五	新 ○ 可児市 広見五 二 旧 可児市 今渡三二〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二六・三・三一	平成二三・八・一九

新	独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三二	介護予防 居宅療養 管理指導	新	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児と うのう病院	可児市土田一二二一	同
旧	社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪三二	介護予防 居宅療養 管理指導	旧	岐阜社会保険病院	同	
新	独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三二	居宅介護 支援事業	新	独立行政法人地域医療機能推進機構 可児と うのう病院 附属居宅介 護支援センター	可児市土田九〇〇番地	同
旧	社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪三二	居宅介護 支援事業	旧	サンビユー可児在宅介 護支援センター	同	
新	独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三二	地域包括 支援セン ター		可児市西部地域包括支援セ ンター	可児市土田九〇〇番地	同
旧	社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪三二	地域包括 支援セン ター		可児市西部地域包括支援セ ンター	同	

岐阜県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
株式会社感謝	大垣市北方町一六二階SSアートビル	訪問看護	訪問看護ステーション感謝	大垣市北方町一六二階SSアートビル	平成二六・二・二八
株式会社感謝	大垣市北方町一六二階SSアートビル	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーション感謝	大垣市北方町一六二階SSアートビル	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	恵那市長島町中野二八一	平成二六・一〇・三一
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 居宅療養 管理指導	恵那市長島町中野二八一	同

愛岐商事株式会社 可児市東帷子三八四八 短期介護生活介護 ケアセンター「夢眠」おお 四 大垣市三津屋町一六 平成二六・一一・三〇

愛岐商事株式会社 可児市東帷子三八四八 介護予防生活介護 ケアセンター「夢眠」おお 四 大垣市三津屋町一六 同

愛岐商事株式会社 可児市東帷子三八四八 短期介護生活介護 ケアセンター「夢眠」たじ 一 多治見市京町二一八 同

愛岐商事株式会社 可児市東帷子三八四八 介護予防生活介護 ケアセンター「夢眠」たじ 一 多治見市京町二一八 同

岐阜県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 高橋 侑椰 施設所の名称 すまいる治療院 施設所の所在地又は施術者の住所 瑞穂市生津天王町一四七一 平成二十七年三月十日 指月日

岐阜県告示第百五十四号

岐阜県生物工学研究所長印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第百六十号）は、廃止する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	黒屋野井線	本巣市見延字系貫川通一四一四番五七地先から同市三橋字木船一〇三番地先まで	前 後	六五・〇 一六〇・〇	五三・五 五三・五	

岐阜県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町天生字丸尾三八五番四地先地内		後 前	三〇・〇 一五・一	三〇・〇 一三・四	一九一

岐阜県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	--------------------

岐阜県告示第百五十八号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。	平成二十七年三月十日

岐阜県告示第百五十九号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。	平成二十七年三月十日

岐阜県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	小倉江線 大垣	養老郡養老町小倉字南新田一六二三番二地先から 同郡同町有尾字有尾七四番二地先まで		三三〇・〇	平成二七・三・一〇	平成二六・四・一五

岐阜県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の決定年月日又は告示年月日)
県道	古野井上線	美濃加茂市牧野字鳥屋野三二〇番一地从先から	同市同字菅岩一七九四番一地从先まで	100.0	平成二七・三・一〇	平成二六・三・七

岐阜県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の決定年月日又は告示年月日)
県道	可土児岐線	土岐市泉町久尻字丸石一四五九番六五地先から	同市同町同字同一四六一番四七地先まで	360.0	平成二七・三・一〇	平成二七・三・一〇 平成二六・三・六

岐阜県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の決定年月日又は告示年月日)
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町天生字丸尾三八五番四地先地内		19.1	平成二七・三・一〇	平成二七・三・一〇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゼロからでも就農・育成支援 R

U s t i c a

三代表者の氏名 松原 正和
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町平島二丁目一九八番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、周囲の農家と協力し新規就農希望者育成や農業経営のサポートを行い農業全般の発展を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Shiny Bear
 三代表者の氏名 加藤 庸彰
 四 主たる事務所の所在地 岐阜市柳津町宮東三丁目一番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して口腔衛生・健康に関する事業を行い、健康医療に関する情報を提供し、人々の健康福祉に寄与することを目的とします。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こうじびら山の家
 三代表者の氏名 北村 周
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市明宝畑佐一三七番地三の三
 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市内の農山村地域に対して、農林業に携わる新規定住者の増加、伝統的な生活文化の継承、農林業の振興、地域資源を活用したツーリズムの推進及び雇用創出に関する事業を行い、持続可能な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年三月十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日 平成二十七年二月二十日
 二 届出者の氏名又は名称 株式会社本巢ショッピングワールド
 三 建物の名称及び所在地 LCワールド本巢
 本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外
 四 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社フードセンター富田屋 代表取締役 大平 克郎 外三一者
(変更後) 株式会社フードセンター富田屋 代表取締役 大平 克郎 外一五者

争議行為の通知の公表

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十條の第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十七年三月十三日午前八時三十分以降四月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院(所在地岐阜市)、すこやか診療所(同)、華陽診療所(同)、しずさと診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市)の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農用地利用配分計画の概要

市町村 農用地利用配分計画の番号

賃借権の設定等を受ける土地

恵那市 平成二十六年第三号

恵那市長島町久須見字越高九七〇番二他一筆

美濃加茂市 同

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字森下二一四二番一他三筆

可児市 同

可児市二野字六反田一六〇六番一他三筆

下呂市 同

下呂市秋原町桜洞字中北四三三番一他一七筆

安八町 同

安八郡安八町牧字忠三河渡三九四七番一他二四筆

白川町 同

加茂郡白川町上佐見字松原六四九七番二他四九五筆

二 申請年月日

平成二十七年三月三日

三 縦覧場所

岐阜県農政部農業経営課

四 縦覧期間

平成二十七年三月十日から

平成二十七年三月二十四日まで

指定技能教育施設の連携科目等の指定

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により指定技能教育施設における連携科目等の指定をしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月十日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

一 指定技能教育施設の名称

二 連携科目等

学校法人平野学園 大垣文化総合専門学校

連携科目等
ライフステージ・デザインコース

連携科目に対応する高等学校の科目

生活産業基礎

課題研究

生活産業情報

子どもの発達と保育

子ども文化

生活と福祉

公衆衛生

生活産業基礎

課題研究

生活産業情報

子どもの発達と保育

子ども文化

生活と福祉

公衆衛生

平成二十七年三月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社